

厚生労働省告示第二百六十七号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舩添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】

改 正 案	現 行
<p>一〇七（略）</p> <p>八 指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>（一） 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。</p> <p>（二） 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下ロ及び第三十四号において同じ。）以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>（三） 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。</p>	<p>一〇七（略）</p> <p>八 指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下ロ及び第三十二号において同じ。）以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。</p>

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 平成十八年七月一日から平成二十四年三月三十一日まで  
の間に介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換  
を行って開設した介護老人保健施設である指定短期入所療  
養介護事業所であること。

(二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等(当該介  
護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用  
者及び当該介護老人保健施設の入所者をいう。以下この号  
において同じ。)のうち、喀痰(かくたん)吸引若しくは経管栄養が実  
施された者の占める割合が百分の十五又は著しい精神症状  
、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必  
要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であ  
ること。

(三) (一)及び(二)に該当するものであること。

(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)に該当するものであること。

(二) 利用者等の合計数が四十以下であること。

ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべ  
き指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定  
すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) イ(1)に該当するものであること。

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の  
数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保  
健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看  
護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニ  
ット部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算  
方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護

ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべ  
き指定短期入所療養介護の施設基準

(1) イ(1)に該当するものであること。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の  
数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健  
施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員  
又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分  
に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、指  
定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設

老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)□及び(Ⅲ)並びにイ(2)□及び□に該当するものであること。

(3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)に該当するものであること。

(二) 利用者等の合計数が四十以下であること。

ハ・ニ (略)

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院に限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該療養病棟における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット

の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。

ハ・ニ (略)

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 療養病床を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院に限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット

ット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(五) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ（同規則第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する基準に該当するものであること。

六) 二(1)四、七及び八に該当するものであること。

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) (1)及び(三)から(六)までに該当するものであること。

へ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 二(1)一、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(5) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第二項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ（同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する基準に該当するものであること。

(6) 二(1)四、七及び八に該当するものであること。

へ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 二(1)一、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

(二) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (二)から(四)まで並びにホ(一)、(五)及び(六)に該当するものであること。

トゝカ (略)  
九・十 (略)

十一 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準  
イ 当該介護老人保健施設が次のいずれかに該当すること。

(1) 介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費Ⅰ、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設

(2) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

トゝカ (略)  
九・十 (略)

設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱを算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であつた介護老人保健施設であること。

(2) 介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換を行う直前において、療養病床を有する病院（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号。以下この号において「新基本診療料の施設基準等」という。）第五の三(2)イ②に規定する二十対一配置病床又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）第五の三(2)ロ①②に規定する二十対一配置病床を有するものに限る。）であつた介護老人保健施設であること。

ロ 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数のうち、介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 通所介護等の算定方法第四号イに規定する基準に該当していないこと。

十二・十三 (略)

十四 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準  
イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰの介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱの介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰの病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱの病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅲの病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅳの病院療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費Ⅰの診療所療養病床短期入所療養介護費Ⅰ(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費Ⅱの

十一・十二 (略)

十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準  
イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰの病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱの病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅰ、診療所療養病床短期入所療養介護費Ⅰ(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費Ⅱの





短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等(指定居宅サービス基準第百五十五條の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。)

(介護老人保健施設基準第四十一條第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九條第二項第一号イ(3)(i)、第四十條第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一條第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。))  
附則第五條第一項又は附則第七條第一項の規定により読み替え

型短期入所療養介護費(II)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等(指定居宅サービス基準第百五十五條の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。)

(介護老人保健施設基準第四十一條第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九條第二項第一号イ(3)(i)、第四十條第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一條第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下この号、第十三号、第十七号及び第二十二号において「指定居宅サービス基準改正省令」という。))  
附則第五

て適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)、ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(II)、ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(ii)又はユニット型認知症患者短期入所療養介護費(II)のユニット型認知症患者短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準(略)

十五(三十) (略)

三十一 指定介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

第二十五号の規定を準用する。

三十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第二十六号の規定を準用する。

三十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

第二十七号の規定を準用する。

三十四 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サ

条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)、ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(II)、ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(ii)又はユニット型認知症患者短期入所療養介護費(II)のユニット型認知症患者短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

十四(二十九) (略)

三十 指定介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

第二十四号の規定を準用する。

三十一 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第二十五号の規定を準用する。

三十二 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

第二十六号の規定を準用する。

三十三 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サ

ビスの施設基準

(一) 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 通所介護費等の算定方法第十二号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護保健施設サービス費Ⅱを算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) 平成十八年七月一日から平成二十四年三月三十一日まで間に介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換を行つて開設した介護老人保健施設であること。

(二) 算定日が属する月の前十二月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分の三十五以上であることを標準とすること。

(三) 算定日が属する月の前三月間における入所者等（当該介護老人保健施設の入所者及び当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号において同じ。）のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必

スの施設基準

a 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

b 通所介護費等の算定方法第十二号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

b 通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当していないこと。

要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。

四 (1)に該当するものであること。

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (2)に該当するものであること。

(二) 入所者等の合計数が四十以下であること。

ロ ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) 看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

1)及びイ2)ハから三)までに該当するものであること。

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (2)に該当するものであること。

(二) 入所者等の合計数が四十以下であること。

三十五 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費*i*、介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費*i*又は介護

ロ 小規模介護保健施設サービス費又はユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準  
(1)・(2) (略)

三十四 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護保健施設サービス費(Ⅰ)又は小規模介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大

保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(i)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ロ 介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(ii)、介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(i)又は介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(ii)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ハ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(i)、ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)のユニット型介護保健施設サービス費(i)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ニ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)、ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十六～三十九 (略)

四十 介護老人保健施設に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第

四号イ」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(五)

臣が定める基準

(略)

ロ 介護保健施設サービス費(Ⅱ)又は小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ハ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)又はユニット型小規模介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ニ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)又はユニット型小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十五～三十八 (略)

三十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(五)

中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号への規定を準用する。この場合において、同号へ(1)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

二〇チ (略)

四十二 (略)

四十三 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

四十四 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十三号の規定を準用する。

四十五 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(III)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症患者型介護療養施設

中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号への規定を準用する。この場合において、同号へ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

二〇チ (略)

四十 (略)

四十一 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十一号の規定を準用する。

四十二 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(III)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症患者型介護療養施設



(略)

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費Ⅰ、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰ、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅰ、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅰのユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅰ又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱのユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱを算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ニ ユニット型療養型介護療養施設サービス費Ⅱ、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱ、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱのユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱ又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱのユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱを算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

四十六～五十三 (略)

五十四 指定介護予防短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十七号イ」と読み替えるものとする。

五十五 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

五十六 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十三号の規定を準用する。

(略)

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費Ⅰ、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅰ、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅰのユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅰ又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱのユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱを算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ニ ユニット型療養型介護療養施設サービス費Ⅱ、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱ、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱのユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱ又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱのユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費Ⅱを算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

四十四～五十一 (略)

五十二 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十一号の規定を準用する。

五十三 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。



五十七 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十四号の規定を準用する。

五十八 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十五号の規定を準用する。

五十九 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第十八号の規定を準用する。

六十 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第十九号の規定を準用する。

五十四 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十三号の規定を準用する。

五十五 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十四号の規定を準用する。

五十六 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第十七号の規定を準用する。

五十七 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第十八号の規定を準用する。

※ 5月施行部分